

令和 7 年度

恵庭市普通財産一般競争入札売払物件リスト

令和 7 年 1 0 月 1 0 日現在

現地を確認し、「恵庭市普通財産の一般競争入札実施説明書」、「恵庭市普通財産の土地売払要綱」及び「恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領」を了解のうえ、お申込下さい。現地をご覧になりたい方は下記の問合せ先までご連絡下さい。

問い合わせ先

恵庭市 総務部 財務室 管財・契約課

（市役所本庁舎 2 階 29 番窓口）

〒061-1498 恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131 内線2355

FAX 0123-33-3137

E-mail kanzaikenyaku@city.eniwa.hokkaido.jp

令和7年度 一般競争入札物件リスト

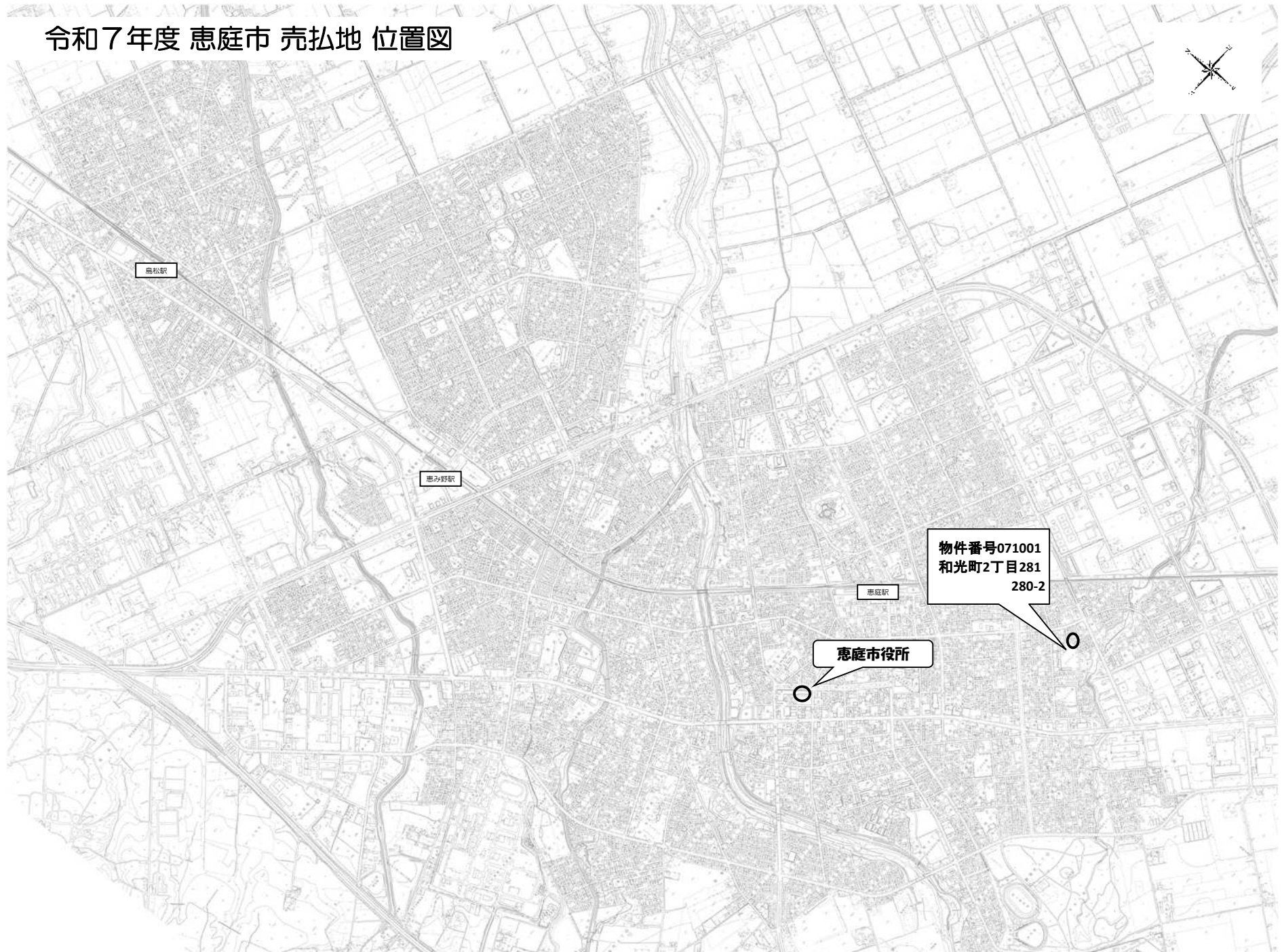
物件 番号	所在地	地積 (㎡)	地目	令和7年度 最低価格(円)	入札保証 金額(円)	申込受付期間	入札保証金納付期限	入札執行日
071001	恵庭市和光町2丁目 ①281番 ②280番2 ※2筆を一体的に 売却いたします。	①423.28㎡ ②103.99㎡ 合計 527.27㎡	①② ともに 宅地	15,737,000円 ※ただし、購入 後、建物・工作物 の「解体・除去」し ない場合は、解 体・除去費 8,413,000円を落 札額に加算した 金額により売買契 約を締結する。	500,000円	令和7年10月1日(水)から 令和7年11月6日(木) 令和7年11月20日(木)まで ※申込期間中に申込が無か った場合は、その後公募売払 申込を受付致します。	入札保証金は 11月20 日 12月4日(木)までに 納入して下さい。 落札できなかった場合は 入札終了後、指定金融 機関へ返還手続きを行 います。	11月28日(金) 12月11日(木) 10:00 10:30(予定) 201203 会議室で行いま す。

※ これらの物件は、予告なく中止又は変更する場合がありますのでご注意ください。

※ 当該入札案件は、「更地の売却」を前提としているため、鑑定評価額から建物及び工作物の解体・除去費用:8,413,000円を除いた金額を「最低価格」とし、売却後9カ月以内に解体・除去することを条件としています。

ただし、落札者が、建物を解体・除去しないことを希望する場合には、落札価格に解体・除去費用8,413,000円を加算した金額で売買契約を締結することになります。

令和7年度 恵庭市 売払地 位置図



恵庭市不動産売却情報

所在地

売却価格

恵庭市和光町2丁目281番、280番2

15,737,000円

物件番号

071001

写真1

写真2

写真3

写真4

建物①

倉庫

281

倉庫

建物②

280-2

6.545

10.336

25.028

16.931

25.045

8.680

33.423

写真1

写真2

写真3

写真4

物件の表示

土 地

所 在

地 番

種 類

地 目

面 積

恵庭市和光町2丁目

①281番 ②280番2

土地

宅地

①423.28㎡ ②103.99㎡

合計 527.27㎡(約159.49坪)

建物①

所 在

地 番

家屋番号

構造・規模

床面積

建築年

恵庭市和光町2丁目

281番地

281番の1

木造亜鉛メッキ銅板葺平家建

82.81㎡

平成4年

建物②

所 在

地 番

家屋番号

構造・規模

床面積

建築年

恵庭市和光町2丁目

281番地、280番地2

281番の2

木造亜鉛メッキ銅板葺平家建

82.81㎡

平成4年

都市計画法及び建築基準法

区画区分

計画道路

区画整理

用途地域

建ぺい率

容積率

接面道路

その他制限

市街化区域

なし

完了地区

第2種中高層住居専用地域

60%以下

200%以下

南西側市道 幅員8m

公共供給施設

種類

上水道

下水道

主な問い合わせ先

恵庭市水道部上水道課

恵庭市水道部下水道課

0123-33-3131(内5855)

0123-33-3131(内5861)

これらの工事費用は全て落札者の負担となります。

公共施設等

施設名

恵庭市役所

和光小学校

恵明中学校

恵庭駅前郵便局

恵庭駅

緑と暮らしの広場複合施設えにあす

住所

京町1番地

和光町2丁目

黄金北4丁目

相生町1丁目

相生町1丁目

緑町2丁目

距離

約 1,600m

約 200m

約 2,700m

約 1,200m

約 1,200m

約 1,100m

特記事項

・本物件は土地2筆、建物2棟及び工作物の売買です。

・当該敷地にある建物及び工作物については、落札者負担により、売却後9ヶ月以内に解体及び撤去を行ってください。

・売却価格は、建物及び工作物の解体・撤去費用を差し引いて算定しています。

※建物及び工作物を解体・除去しないことを希望する場合には、落札価格に解体・除除去費用8,413,000円を加算した金額で売買契約を締結することになります。

・建物のアスベスト調査については、恵庭市では実施していません。

・土壌汚染調査、地質調査及び地中埋設物調査については、恵庭市では実施していません。

・境界杭設置測量は、恵庭市で実施済みです。

※地中埋設物等が発見された場合の撤去費等については、双方協議のうえ、取扱いを定めます。

・売買物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整については、買受人が行ってください。

・本物件である土地、建物及び工作物等については、図面その他記載事項の有無に関わらず、全て現状有姿による引渡しとします。

その他事項

・造成工事等を実施する場合は、市内業者の採用に努めてください。

・「恵庭市宅地等開発行為に関する指導要綱」を遵守してください。

・図面その他記載事項と異なる場合は、現況を優先してください。

・建物等の解体や撤去の際は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出が必要であるとともに、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、適正な処理が義務付けられているため、これを遵守してください。

・本情報は、申込者が本物件の概要を把握するための参考資料となりますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制についての調査・確認を行ってください。